

— 地区の将来像 —

にぎわう商店街、オアシス碑文谷公園、閑静な住宅地の広がり、生活を大切にする **安全・安心なまち**

目黒区では、「学芸大学駅周辺地区整備構想」（平成18年度策定）で掲げた地区の“目指す将来の姿（地区の将来像）”を実現するために策定した「学芸大学駅周辺地区整備計画」及び、「学芸大学駅周辺地区交通バリアフリー整備計画」をもとに各種取り組みを進めています。

現在区では、その取り組みの1つとして、学芸大学駅周辺地区の大きな課題の一つである、“安全・安心・快適な歩行ネットワークの形成”に向け、国の補助制度である「あんしん歩行エリア^(※)形成事業」を活用して順次整備工事などを行っています。

通信 No. 11 では、学芸大学駅周辺地区での交通安全対策など、主な取り組みを3点ご報告します！

1. 東西商店街通いの交通安全対策

「あんしん歩行エリア^(※)形成事業」を進めています。



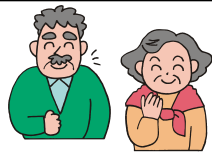
2. 碑文谷公園前交差点の交通安全対策

交差点の改良工事を行います。



3. 「商店街の街づくり」の取り組み状況

地域の皆様のご協力をお願いいたします。



※「あんしん歩行エリア」とは

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」で、国土交通省及び警察庁が、歩行者や自転車の安全通行の確保のために、総合的な安全対策を面的に進める地区として選定したエリアのことです。

1. 東西商店街通いの交通安全対策

あんしん歩行エリア形成事業を進めています！

区では、「学芸大学駅周辺地区整備計画」等（以下「整備計画等」という。）を推進するため、整備計画等の一つの柱である“交通安全対策”の取り組みとして、『あんしん歩行エリア形成事業計画』に位置づけた事業の実施及び具体化の取り組みを進めています。

平成23年度から、優先度の高い路線より、順次整備工事に着手しており、平成24年度末までに、鮫洲・大山線、鷹番通り、旧六中南側道路、東西商店街の一部区間（碑文谷公園通りから鷹番通りまで）の整備が完了しています。

平成25年度は、東西商店街の碑文谷公園通りの西側及び鷹番通りの東側の整備工事を予定しています。

以下の日程のとおり、企業体によるガスや下水道整備などの関連工事終了後、交通安全対策の舗装工事を行う予定としています。

＜工事スケジュール（予定）＞

エリア	工事	平成25年度（月）										
		6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
西口	関連工事			↔								
	舗装工事					↔						
東口	関連工事		↔									
	舗装工事										↔	



■ 舗装工事：舗装の全面カラー化等による他の路線との差別化及び歩行部の視認性確保による安全性の向上

■ 「あんしん歩行エリア」入口の「標識」

■ 交差点の「カラー化」等による交差点部の明確化



裏面へ→

2. 碑文谷公園前交差点の交通安全対策 交差点の改良工事を行います！

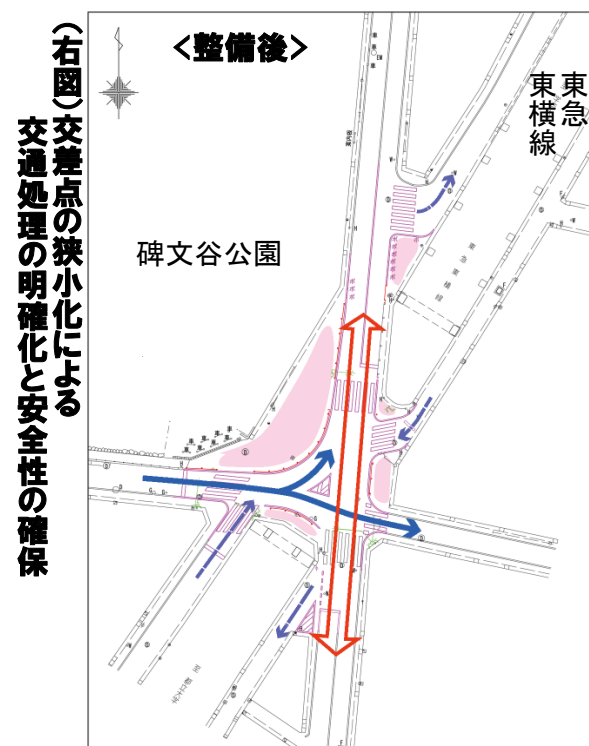
碑文谷公園通りの碑文谷公園交差点については、以前より危険性が指摘されており、『あんしん歩行エリア形成事業計画』において、対策の位置付けを行っています。

また、昨年夏に実施した、学校や区、所轄警察署による「通学通園路の緊急合同点検」の結果を受け、当該交差点の交通安全を確保するため、改良工事を行うこととしました。

そこで、碑文谷公園通りの碑文谷公園前交差点の安全対策について、交通管理者との協議・調整を踏まえ、8月より信号機や標識の設置、ガードレールの設置や区画線形の変更などを行う予定としています。

<工事スケジュール（予定）>

施工区分	工事内容	平成 25 年度			
		8月	9月	10月	11月
警察	信号設置・切り替え ・信号撤去		←→	←→	←→
	標識設置・撤去		←→	←→	←→
区	仮設設置・撤去	←→		←→	
	防護柵設置・撤去			←→	←→
	区画線撤去・設置	←→		←→	←→



3. 「商店街の街づくり」の取り組み状況 地域の皆様のご協力をお願いします！

学芸大学駅周辺商店街では、「地元で愛され、地元と会話のできる商店街にするために」を目指して、平成 22 年度より「学大商店街の街づくりを考える会」などにおいて検討を重ね、平成 24 年 9 月に、各商店街が主体となって取り組む「学大商店街ルール」を作成しました。整備工事にあわせて、現在、このルールに基づき、商品ののみ出し抑制などの取り組みを進めています。

地域の皆様のご協力をお願いします。



- ◆歩きたばこはやめましょう。<子どもの目の高さで危険です！>
- ◆ガムやごみのポイ捨てはやめましょう。<ごみは持ち帰りましょう！>
- ◆歩行者が多いところでは自転車から降りて
ゆっくり押して歩きましょう。<接触事故を防止しましょう！>
- ◆道路（特に歩行空間）に自転車を置いたままにしないようにしましょう。
<歩行の妨げになります。駐輪場にとめましょう！>

◇東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が平成 25 年 7 月 1 日に施行されました。

自転車に関連する事故の多発、一部の自転車利用者による危険な運転、歩行者等の妨げとなる自転車の放置等が社会的な問題となっています。そこで、自転車利用者が守るべき事項や、行政、事業者、家庭といった関係者の役割を明らかにして、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進することを目的として、制定されました。

<事業者の義務・努力義務>

- ・ 顧客等に対する駐輪場利用の啓発等。

<保護者の方>

- ・ お子さんに自転車のルールとマナーを守らせましょう。

<自転車利用の皆さん>

- ・ 自転車は車道の左側を走りましょう。
- ・ 駐輪場を利用しましょう。
- ・ 携帯電話・イヤホンを使用している運転、傘差し運転や飲酒運転は禁止行為です。

問い合わせ先：目黒区都市整備部都市整備課街づくり調整係
電話 5722-9714